

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	73
告 示	
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定..... (環境保全課)	74
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	74
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	74
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	76
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	77
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術管理課)	77
○道路の区域の変更及び供用の開始 (2件)..... (道路課)	78
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	79
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	80
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	80
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	80
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	81
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	81
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	82
規 則	
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年6月29日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第70号 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	

北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道公営住宅の部千歳市の項中「40」を「80」に改め、同部小樽市の項中「1,274」を「1,315」に改め、同部旭川市の項中「1,222」を「1,282」に改め、同部釧路市の項中「1,044」を「1,083」に改め、同別表の2の表駐車場の部千歳市の項中「36」を「72」に改め、同部小樽市の項中「926」を「950」に改め、同部旭川市の項中「146」を「189」に改め、同部釧路市の項中「767」を「806」に改める。

別表第4 美唄市の部中

美の里団地駐車場

2,540円	を	美の里団地駐車場	2,540円
		コスモス団地駐車場	2,540円

に改め、同表北見市の部中

サンシティーきたみ団地駐車場

2,540円	を	サンシティーきたみ団地駐車場	
		サンライズ北2条団地駐車場	

2,540円	に改め、同表美幌町の部中	鳥里団地駐車場	
2,540円			

2,540円	を	鳥里団地駐車場	
		新町団地駐車場	

2,540円	に改め、同表釧路市の部武佐団地駐車場の項を削り、同部中	クレイ	
2,540円			

ンヴィラ団地駐車場	3,040円	を	クレインヴィラ
			ことぶき団地駐

団地駐車場	3,040円	に改める。
車場	3,040円	

附 則

この規則は、平成19年 7 月 2 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部千歳市の項及び同別表の 2 の表駐車場の部千歳市の項の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

告 示

北海道告示第471号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成19年 7 月 1 日から施行する。

平成19年 6 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地域の類型	当 て は め る 地 域
I	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（トンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。）を除く。）から両側にそれぞれ300メートル以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別図に表示する地域
II	対象地域のうち、別図に表示する地域

備考 別図は省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び北海道渡島支庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

北海道告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年 7 月 3 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 6 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
白 滝 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）] （暗きよ、土層改良） 北海道網走支庁
東美里別 同 [担い手育成型] （農業用排水、農道、暗きよ、土層改良） 北海道十勝支庁

北海道告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成19年 6 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

事 業 主 体 名	地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
日 高 町	平 賀 2	災害復旧（農業用施設）	平成18.10.20
同	緑 町	同	同 19. 2.20
同	庫 富 1	同	同 19. 2.28
同	広 富 2	同	同 18.10.13
同	富 川 西	同	同 19. 3.23
同	平 賀 1	同	同 19. 2.28
同	福 満	同	同
同	豊 郷 5	同	同 19. 2.20
同	清 畠	同	同 19. 2.27
同	豊 田 1	同	同 19. 2.28
同	正 和	同	同
同	富 川 1	同 （農地）	同 18.12.11
同	富 川 2	同	同
同	幾 千 世 1	同	同 19. 1.31
同	幾 千 世 2	同	同 19. 1.19
同	庫 富 1	同	同
同	庫 富 2	同	同
同	庫 富 3	同	同
同	庫 富 4	同	同
同	庫 富 5	同	同 19. 1.31
同	庫 富 6	同	同
同	豊 郷 1	同	同 18.12.11
同	豊 郷 2	同	同 19. 1.31
同	広 富 1	同	同 19. 1.12
同	広 富 2	同	同

日	高	町	広	富	3	災害復旧（農地）	平成	19. 1.12	同	貫	気	別	4	同	同
同			広	富	4	同	同		同	貫	気	別	5	同	同
同			広	富	5	同	同	19. 1.19	同	貫	気	別	7	同	同
同			広	富	6	同	同		同	貫	気	別	8	同	同
同			広	富	7	同	同		同	貫	気	別	10	同	同
同			広	富	8	同	同		同	貫	気	別	11	同	同
同			広	富	9	同	同		同	貫	気	別	12	同	同 19. 1.31
同			広	富	10	同	同		同	貫	気	別	15	同	同
同			豊	郷	3	同	同	19. 1.31	同	貫	気	別	16	同	同
同			豊	郷	4	同	同	18.12.11	同	貫	気	別	17	同	同
同			清	畠	1	同	同	19. 1.31	同	貫	気	別	18	同	同
同			清	畠	2	同	同		同	貫	気	別	19	同	同
同			広	富	5－2	同	同	19. 1.19	同	貫	気	別	20	同	同
同			広	富	5－3	同	同		同	貫	気	別	21	同	同
同			広	富	7－2	同	同		同	貫	気	別	22	同	同
同			豊	郷	1－2	同	同	19. 1.31	同	旭		5	同	同 19. 3.23	
同			豊	郷	2－2	同	同		同	旭		6	同	同 19. 1.31	
平	取	町	二	風	谷	1	同	（農業用施設）	同	旭		7	同	同 19. 3.23	
同			振	内	1	同	同		同	旭		8	同	同	
同			振	内	2	同	同		同	旭		9	同	同	
同			振	内	3	同	同	19. 3.23	同	芽	生	4	同	同 19. 1.31	
同			振	内	4	同	同		同	旭		11	同	同 19. 3.23	
同			振	内	7	同	同		同	旭		10	同	同	
同			振	内	8	同	同		同	川	向	3	同	同	
同			小	平	14	同	同		同	紫雲	古津	4	同	同	
同			岩	知	志	9	同		同	長	知	内	1	同 19. 3.20	
同			岩	知	志	2	同		同	荷	負	5	同	同 19. 1.31	
同			岩	知	志	3	同		同	小	平	1	同	同 19. 3.23	
同			岩	知	志	6	同	19. 1.31	同	小	平	2	同	同	
同			岩	知	志	7	同	19. 3.23	同	小	平	3	同	同	
同			岩	知	志	8	同		同	小	平	4	同	同	
同			荷	負	2	同	同	19. 1.31	同	小	平	8	同	同	
同			荷	負	4	同	同		同	小	平	9	同	同	
同			貫	気	別	2	同	19. 3.23	同	本	町	2	同	同	
同			貫	気	別	3	同		同	小	平	11	同	同	

平 取 町 岩 知 志 15	災害復旧（農業用施設）	平成19. 3.23	同	岩 知 志 1	同	同 18.11.30
同 川 向 4	同 （農地）	同 18.12.11	同	芽 生 2	同	同 18.12.20
同 川向7－2	同	同 19. 1.31	同	岩 知 志 12	同	同 19. 1.31
同 川 向 6	同	同	同	岩 知 志 13	同	同 18.11.30
同 本 町 3	同	同	同	貫 気 別 28	同	同 18.12.20
同 本 町 5	同	同	同	貫 気 別 29	同	同
同 貫 気 別 35	同	同	同	貫 気 別 30	同	同 19. 1.31
同 荷 菜 1	同	同 18.12.11	同	貫 気 別 31	同	同
同 紫雲古津2	同	同 18.11.30	同	貫 気 別 33	同	同
同 紫雲古津3	同	同	同	貫 気 別 34	同	同
同 紫雲古津5	同	同 18.12.11	同	旭 1	同	同 18.12.20
同 紫雲古津6	同	同 18.11.30	同	旭 3	同	同
同 小 平 6	同	同 19. 1.31	同	旭 4	同	同
同 小 平 7	同	同	同	旭 14	同	同
同 小 平 12	同	同	同	荷 負 10	同	同 19. 1.31
同 二風谷2	同	同	同	荷 負 3	同	同 18.12.20
同 荷 負 6	同	同 18.12.20	同	門別土地改良区 幾 千 世 2	同 （農業用施設）	同 18.10.10
同 荷 負 7	同	同	同	同 豊 田 2	同	同
同 荷 負 9	同	同	同	同 幾 千 世 1	同	同 19. 3. 9
同 荷 負 11	同	同	同	同 庫 富 2	同	同
同 荷 負 12	同	同	同	同 広 富 1	同	同
同 長 知 内 2	同	同	同	同 豊 郷 3	同	同
同 幌 毛 志 6	同	同 18.12.11	同	同 豊 郷 6	同	同 19. 3. 5
同 幌 毛 志 9	同	同	同	同 豊 郷 2	同	同 19. 3. 9
同 振 内 5	同	同 19. 1.31	同	同 豊 郷 8	同	同
同 振 内 11	同	同 18.12.11	同	同 豊 郷 7	同	同 19. 2.20
同 振 内 12	同	同	同	同 豊 郷 4	同	同 19. 3. 9
同 振 内 14	同	同	同			
同 振 内 16	同	同 19. 1.31	同			
同 振 内 17	同	同 18.12.11	同			
同 仁 世 宇 1	同	同	同			
同 仁 世 宇 2	同	同	同			
同 貫 気 別 23	同	同 19. 1.31	同			
同 貫 気 別 24	同	同 18.12.20	同			
同 貫 気 別 26	同	同	同			

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解除の理由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 解除の理由 道路用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町峯浜町21の2(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
(3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第475号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第441号のとおりである。

平成19年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

富良野市字下フラヌイ1694の8所在の森林について所有権を有する

鳴海 幸作、鳴海 喜代子

富良野市字下フラヌイ1694の426所在の森林について所有権を有する 今井 一 道

富良野市字フレベツ右岸871の177所在の森林について所有権を有する 奥 平 利 雄

北海道告示第476号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

工事施工情報共有・電子納品保管管理機器の賃貸借 一式(1月当たりの単価)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年9月18日から平成24年9月17日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年6月29日(金)から7月12日(木)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理局技術管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部建設管理局技術管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 別館西棟5階10号会議室

(2) 入札日時 平成19年8月17日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道建設部建設管理局技術管理課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1月当たり単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当りの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当りの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5590

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

A rental contract of the machinery, A complete set

B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., August 17, 2007

C . Contact : Technological Management Division, Office of Construction Management,
Department of Construction, Hokkaido Government, Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuo-ku,
Sapporo, 060-8588 Japan.

Phone : 011-204-5590

北海道告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成19年7月3日午前11時に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 当別浜益港線
- 3 道路の区域

区	間 変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
石狩郡当別町字青山10番地先から 石狩郡当別町字青山1242番1地先まで	前	14.50mから 39.00mまで	2,635.90m	—
石狩郡当別町字青山10番地先から石狩郡当別町字青山国有林 石狩空知森林計画区石狩森林管理署323林班は小班地先まで	前	16.00mから 171.43mまで	2,056.90m	—
石狩郡当別町字青山10番地先から 石狩郡当別町字青山1242番1地先まで	前	9.00mから 171.43mまで	2,685.48m	—
石狩郡当別町字青山10番地先から 石狩郡当別町字青山1242番1地先まで	後	14.50mから 40.00mまで	2,635.90m	—
石狩郡当別町字青山10番地先から石狩郡当別町字青山国有林 石狩空知森林計画区石狩森林管理署323林班は小班地先まで	後	15.00mから 171.43mまで	2,056.90m	—
石狩郡当別町字青山10番地先から 石狩郡当別町字青山1242番1地先まで	後	9.00mから 171.43mまで	2,685.48m	—

北海道告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間 変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
城 丘 江 差 線 北海道函館土木現業所	檜山郡厚沢部町字上の山220番1地先（河川敷地） から檜山郡厚沢部町字上の山193番1地先まで	前	4.70mから 65.50mまで	1,430.47m	—

鷹 栖 東 神 楽 線 旭川市東鷹栖東3条4丁目1899番5地先から 北海道旭川土木現業所 旭川市永山町10丁目21番1地先まで	前 15.30mから 1,233.68m — 65.50mまで 後 4.70mから 1,430.47m — 69.50mまで 後 17.02mから 1,233.68m — 69.50mまで 前 24.50mから 549.00m — 92.50mまで 後 24.50mから 549.00m — 97.50mまで	北海道小樽土木現業所真狩出張所 1台 イ 北海道小樽土木現業所事業部事業課 1台 北海道小樽土木現業所余市出張所 1台 北海道小樽土木現業所真狩出張所 1台 ウ 北海道小樽土木現業所事業部事業課 1台 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 期 間 平成19年6月29日から7月27日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室(送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課) (2) 入 札 日 時 平成19年8月8日 午後1時30分(送付による場合は、平成19年8月7日必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
支 庁 告 示		
北海道後志支庁告示第23号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年6月29日 北海道後志支庁長 宮 木 康 二 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪ロータリー 2台 交換契約により除雪ロータリー2台(2.6m³/3,400t級)を契約の相手方に供し、除雪ロータリー2台(2.6m³/3,400t級)を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック 3台 交換契約により除雪トラック3台(10t級1台、7t級2台)を契約の相手方に供し、除雪トラック3台(10t級、6×6、S・G・2W付1台、6×6、S・G・W付1台、7t級、4×4、S・G付1台)を当該契約の相手方から調達する。 ウ 凍結防止剤散布車 1台 交換契約により凍結防止剤散布装置(2.0m³級車載式)を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車(湿式2.5m³級)を当該契約の相手方から調達する。 ア、イ及びウについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成19年12月7日(金) (4) 納 入 場 所 ア 北海道小樽土木現業所蘭越出張所 1台		

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)の場所に申し込むこと。

また、北海道のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/odg/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)のイ、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
電話番号 0134-25-2195 内線 229

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 2
- b . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1, 7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snowplow snow scraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 3
- c . Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B . Date and time for tender : 1 : 30 P. M., August 8, 2007

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs
Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome,
Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan.
Phone : 0134-25-2195 Extension 229

北海道十勝支庁告示第18号

平成19年北海道十勝支庁告示第17号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

2の(7)の事項中「第46条の代理商の場合は、同法第502条第12号の行為を行う者とし、同法第47条における「本人」との」を「第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、」に改める。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年6月29日

北海道教育庁胆振教育局長 菅 野 滋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借（職業科42台） 一式
- 2 落札を決定した日
平成19年5月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日通商事株式会社
(2) 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号
- 4 落札金額
274,050円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年4月6日付け北海道教育庁胆振教育局告示第15号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年 6 月29日 北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式 2 落札を決定した日 平成19年 6 月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 函館どつく株式会社 (2) 住 所 函館市弁天町20番 3 号 4 落札金額 46,798,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年 5 月 8 日付け北海道教育庁実習船管理局告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	
道 公 安 委 員 会 規 則		
北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年 6 月29日 北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄 北海道公安委員会規則第11号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。 「公安第一課 公安第二課 公安第三課 外事課 警 備 課」 を 「公 安 第 一 課 公 安 第 二 課 公 安 第 三 課 外 事 課 警 備 課 サミット対策課」 に改める。 第25条中「 5 課」を「 6 課」に、 第28条の次に次の 1 条を加える。 （サミット対策課の所掌事務） 第28条の 2 サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 主要国首脳会議に伴う警護及び警備対策に関すること。 (2) 主要国首脳会議に伴う交通対策に関すること。 (3) 主要国首脳会議に伴う警察官等の受援対策に関すること。 (4) 主要国首脳会議に伴う関係機関団体等との連絡調整に関すること。 第46条第 2 項中「及び警備課」を「、警備課及びサミット対策課」に改める。 第47条の 2 第 3 項中「及び警備課」を「、警備課及びサミット対策課」に改め、同条第 4 項中「外事課」の次に「及びサミット対策課」を加える。 附 則 この規則は、平成19年 7 月 3 日から施行する。		
北海道教育庁実習船管理局告示第 3 号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成19年 6 月29日 北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第二種及び第三種中間検査工事 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成19年 6 月18日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 函東工業株式会社 (2) 住 所 函館市浅野町 3 番11号 4 随意契約に係る契約金額 68,355,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約		北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第12号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
北海道警察本部		179	255	1,175	429	2,038	563	2,601
札幌市警察部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北海道警察学校		12	15	43	200	270	40	310
札幌方面警察署		98	200	2,270	1,602	4,170	263	4,433
計		289	470	3,488	2,231	6,478	866	7,344
函館方面	本 部	22	35	148	36	241	66	307
	警 察 署	18	39	392	211	660	52	712
	計	40	74	540	247	901	118	1,019
旭川方面	本 部	22	35	173	49	279	70	349
	警 察 署	27	60	589	287	963	82	1,045
	計	49	95	762	336	1,242	152	1,394
釧路方面	本 部	25	43	186	43	297	71	368
	警 察 署	21	48	513	300	882	69	951
	計	46	91	699	343	1,179	140	1,319
北見方面	本 部	17	32	95	22	166	51	217
	警 察 署	15	29	259	120	423	36	459
	計	32	61	354	142	589	87	676
合 計		456	791	5,843	3,299	10,389	1,363	11,752

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成19年7月3日から施行する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第13号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「刑法第208条の2」を「刑法（明治40年法律第45号）第208条の2」に、「刑法第211条第1項」を「第211条第2項」に改める。

第13条の2第1項中「（別記第4号様式）」を「（別記様式第4号）」に改める。

第36条の4第3号ウ中「第208条の2の罪若しくは同法第211条第1項」を「第208条の2若しくは第211条第2項」に改める。

第36条の18中「終了した日以後」を「終了した日後」に改める。

第44条第2項第2号中「刑法第211条第1項」を「第211条第2項」に改める。

別記様式第1号中「（ 年）」を「（ 歳）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4条第2号、第13条の2第1項及び第44条第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「第211条第2項」とあるのは、「第211条第2項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。